

第 1 号 議 案

令 和 元 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度亀岡市一般会計予算」の名称を「令和元年度亀岡市一般会計予算」とし、元号による年度表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度亀岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

355,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,674,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,596,927	千円 86,474	千円 4,683,401
	1 国庫負担金	3,196,341	20,304	3,216,645
	2 国庫補助金	1,379,083	65,803	1,444,886
	3 国庫委託金	21,503	367	21,870
16 府支出金		2,886,777	26,858	2,913,635
	1 府負担金	1,233,422	10,153	1,243,575
	2 府補助金	1,425,562	16,405	1,441,967
	3 府委託金	227,793	300	228,093
20 繰越金		1,000	49,109	50,109
	1 繰越金	1,000	49,109	50,109
21 諸収入		354,863	21,759	376,622
	6 雑入	311,405	21,759	333,164
22 市債		3,336,500	171,100	3,507,600
	1 市債	3,336,500	171,100	3,507,600
歳入合計		33,319,000	355,300	33,674,300

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4, 1 0 3, 4 0 9	千円 2 1, 3 8 6	千円 4, 1 2 4, 7 9 5
	1 総務管理費	3, 1 3 5, 3 6 9	1 7, 8 8 6	3, 1 5 3, 2 5 5
	7 環境交通対策費	3 1 7, 9 3 6	3, 5 0 0	3 2 1, 4 3 6
3 民生費		1 2, 9 2 1, 2 3 1	6 8, 8 7 1	1 2, 9 9 0, 1 0 2
	1 社会福祉費	6, 5 3 6, 7 0 0	6 1, 1 9 9	6, 5 9 7, 8 9 9
	2 児童福祉費	5, 0 2 5, 6 5 0	7, 6 7 2	5, 0 3 3, 3 2 2
6 農林水産業費		1, 0 2 6, 2 2 3	7 8 3	1, 0 2 7, 0 0 6
	1 農業費	8 0 0, 7 1 1	7 8 3	8 0 1, 4 9 4
7 商工費		5 2 0, 4 9 0	3, 2 3 3	5 2 3, 7 2 3
	1 商工費	5 2 0, 4 9 0	3, 2 3 3	5 2 3, 7 2 3
8 土木費		3, 5 8 9, 8 9 7	2 3 4, 3 8 1	3, 8 2 4, 2 7 8
	2 道路橋梁費	5 3 2, 3 3 0	1, 1 0 0	5 3 3, 4 3 0
	4 都市計画費	2, 7 8 2, 4 4 5	2 3 3, 2 8 1	3, 0 1 5, 7 2 6
9 消防費		1, 2 6 7, 6 6 5	5 3 9	1, 2 6 8, 2 0 4
	1 消防費	1, 2 6 7, 6 6 5	5 3 9	1, 2 6 8, 2 0 4
10 教育費		2, 5 2 6, 2 1 6	2 6, 1 0 7	2, 5 5 2, 3 2 3
	2 小学校費	7 2 5, 1 8 8	2 2, 0 0 0	7 4 7, 1 8 8
	5 社会教育費	7 3 8, 6 0 4	2, 7 4 3	7 4 1, 3 4 7
	6 保健体育費	6 8, 1 6 4	1, 3 6 4	6 9, 5 2 8
歳 出 合 計		3 3, 3 1 9, 0 0 0	3 5 5, 3 0 0	3 3, 6 7 4, 3 0 0

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市 管 理 街 灯 L E D 化 事 業	令和元年度から 令和11年度まで	千円 100,000
資 源 化 推 進 業 務 委 託 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	21,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 158,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 157,900 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
都市計画事業	1,268,600 "	"	"	"	1,418,500 "	"	"	"
小学校施設整備事業	72,000 "	"	"	"	94,000 "	"	"	"
計	3,336,500				3,507,600			